

公告・縦覧

都市計画案の公告・縦覧を行います

■福生都市計画生産緑地地区の変更

縦覧期間 10月5日(火)～19日(火)

縦覧場所 市役所2階都市計画課

※市公式サイトでも閲覧することができま

意見書の提出先・問合せ 10月19日(火)まで(当日消印有効)に「住所、氏名」を記入し、郵送または直接、都市計画課都市計画係(287)へ

〒205-8601(所在地記載不要)

羽村市都市計画課都市計画係 宛

※様式は問いません。

※意見書を提出できるのは、市内在住の方および利害関係人です。

年金

もしも病気やけがで障害が残ったら、障害基礎年金のご相談を

病気やけが(傷病)によって障害を負った方で、生活や仕事などが制限されるようになり、障害の状態や保険料の納付状況など一定の要件に該当する場合は、請求に基づいて日本年金機構が審査し障害年金を支給します。

国保・後期高齢

傷病手当金 支給適用期間を延長

国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができず、給与などの支払いが受けられない期間について傷病手当金を支給しています。

支給適用期間 労務に服することができない期間を「令和2年1月1日～令和3年9月30日」から「令和2年1月1日～令和3年12月31日」に延長

※支給要件や申請方法など、詳しくは事前に電話で問い合わせください。

問合せ 国民健康保険について：市民課保険係(127)後期高齢者医療について：市民課高齢医療・年金係(138)

相談

10月18日(月)～24日(日)は「行政相談週間」

国や特殊法人の仕事などについての苦情や要望を、総務大臣から委嘱された「行政相談委員」が無料で受け付けます。

その傷病で初めて診察を受けた日(初診日)が

- ①国民年金加入中(20歳前または60歳以上65歳未満の加入していない期間も含む)の場合は「障害基礎年金」
②厚生年金加入中の場合は「障害厚生年金」

を請求できます。なお「障害基礎年金」の相談の際は、請求の対象となる傷病名や、その傷病の初診日と医療機関名、現在までの受診歴などを事前に確認の上、お越しく下さい。「障害厚生年金」に該当する方は、青梅年金事務所へ相談してください。

■年金相談をご利用ください

市の年金相談を希望する方は、事前に予約してください。予約できる日時は次のとおりです。

- 日 時 毎週月～水曜日・金曜日の①午前9時～10時 ②午前10時30分～11時30分 ③午後1時～2時 ④午後2時30分～3時30分(年末年始・祝日を除く)
※相談内容によっては、青梅年金事務所を案内する場合があります。

問合せ 市民課高齢医療・年金係(140) / 青梅年金事務所(0428-30-3410)

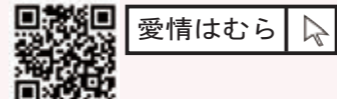
選挙

10月は明るい選挙推進活動の「話しあい強調月間」

有権者一人ひとりの選挙や政治に対する関心を深めるため、各町内会・自治会から推薦された「明るい選挙推進委員」が中心となり、各地域で話しあい活動を行います。

問合せ 選挙管理委員会事務局(684)

はむら家族プロジェクト



羽村市で子育てを楽しんでいる「はむら家族」に登場していただいています。今回は「高水さんファミリー」です。

【撮影場所】富士見公園

緒琴さん(ママ)から一言

娘が赤ちゃんのころから通い続けた富士見公園。春の匂いをブランコで楽しみ、水たまりで魚釣りごっこ、落ち葉のシャワーに枝葉でお店屋さんごっこ。冷たい鉄棒にびっくりしたことも。自転車の練習もここでした。グラウンドでは娘とパパと一緒に、フットベイスポールの練習に励んでいます。たくさん「できた」思い出が詰まった公園です。

※「東京で子育てしやすいまち」羽村市の魅力やはむら家族の写真・コメントを市公式PRサイトで公開しています。「愛情はむら」で検索してください。

問合せ 広報広聴課シテイプロモーション係(342)

■市の定例相談(人権の上相談と一緒に開催)

日 時 毎月第3木曜日の午後1時30分～4時30分(定員3人・申込順)

10月の相談日 21日(木)

会場 市役所1階市民相談室

申込み 事前に、電話または直接、広報広聴課市民相談係へ

■総務省東京行政評価事務所による相談

行政苦情110番(総務省行政相談センター)きくみみ東京

0570-090110 (IP電話などから、または電話リレーサービスを利用する方は03-3363-1100)

FAX 03-5331-1761 ※行政苦情110番では、相談内容を正確に把握するため、通話を録音しています。

東京総合行政相談所(西武池袋本店7階、休業日を除く毎日受付) 03-3987-0229

※Eメールでも受け付けています。詳しくは、総務省ウェブサイトをご覧ください。 問合せ 広報広聴課市民相談係(541)

そうだ行政書士に相談しよう

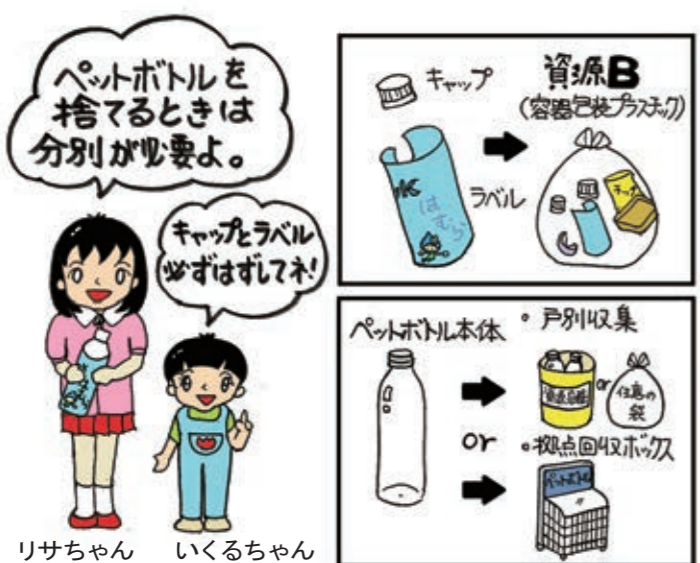
「行政書士会無料相談会」

相続、遺言などの手続き・書類作成の相談を、東京都行政書士会多摩西部支部会員が無料で受け付けます。 日 時 10月26日(火)午前10時～午後4時

会場 コミュニティセンター2階第1研修室

※相談内容の資料などがあれば、持参してください。 問合せ 東京都行政書士会多摩西部支部(542-8069)

リサちゃんといくるちゃんからのお願い！ <間違えやすい分別の仕方(ペットボトル編)の巻>



問合せ 生活環境課(205)

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。